

平成23年11月9日

無線従事者規則の一部を改正する省令案について  
(平成23年11月9日 諮問第30号)

[営利法人による無線従事者の認定講習課程の実施等について]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(浅見検定試験官、谷原係長、田邊係長)

電話：03-5253-5876

## 無線従事者規則の一部を改正する省令案について

— 営利法人による無線従事者の認定講習課程の実施等について —

### 1 改正の理由

無線従事者制度における受益者の利便性の向上等を図るため、以下のとおり、無線従事者規則の見直しを行うこととした。

(1) 災害発生時における特例規定の制定

近年における災害発生の状況に鑑み、国家試験の科目合格者及び認定学校等卒業者に対する免除の期限について、災害発生により受験者が不利益を被ることがないように、規定の整備を行うこととした。

(2) 営利法人による認定講習課程の実施

平成21年4月1日に改正した養成課程同様、養成課程と共通資格である第3級及び第4級海上無線通信士について、営利法人による実施が可能となるよう見直すとともに、関係規定の整備を行うこととした。

(3) 主任無線従事者講習における講習科目数の見直し

主任無線従事者制度のうち、講習内容等について、受講者の効率的な受講及び負担軽減の観点から、その内容を見直すこととした。

< 認定講習課程と養成課程について >

認定講習課程：一定の無線従事者資格及び業務経歴を有するものを対象に行う講習。認定講習課程を修了することにより、上位の資格を取得することが可能。

養成課程：認定講習課程のように他の要件を必要とせず、無線従事者として求められる知識・技能の習得を目的として行う講習。養成課程を修了することにより資格を取得することが可能。

### 2 改正の概要：無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）

(1) 災害時における特例規定の制定

認定学校等の卒業生及び国家試験の科目合格者に対する免除について、災害等の非常事態により試験が行われなかった場合、当該免除者の3年間の有効期間を経過した場合を考慮して、次回の試験時まで免除期間の延長を可能とする。（第6条及び第7条）

○災害発生により試験が行われなかった場合

改正案		現 行	
科目合格者等 認定学校等の 卒業生	告示して指定する者は、 次回の試験時まで免除期 間を延長	科目合格者等 認定学校等の 卒業生	期間延長の特例は ない

(2) 営利法人による認定講習課程の実施等

ア 認定講習課程の実施の際、漁船の業務経歴について、その要件を明確にする。  
（第33条）

イ 第三級及び第四級海上無線通信士に係る認定講習課程の認定基準について、認定講習課程の実施者が当該認定課程以外の業務を行っても不公正になるおそれなければ、営利法人が実施するものの認定を可能とする。（第34条）

○認定の基準

改正案		現 行	
3 海通	営利目的（可）	3 海通	営利目的（不可）
4 海通		4 海通	

ウ 認定の申請の際、既に申請済みのものと同じの内容で申請する場合は記載等の省略が可能など、記載事項の見直しを行う。（第35条）

(3) 主任無線従事者講習における講習科目数の見直し

主任講習について、「法規」の科目を「無線設備の操作の監督」の科目に含め、講習科目数を3から2へ変更する。（別表第24号（第71条関係））

○主任講習の科目等

改正案		現 行	
	科 目		科 目
1	無線設備の操作の監督※	1	法規
2	最新の無線工学	2	無線設備の操作の監督
		3	最新の無線工学

※無線局の監督に際し、遵守しなければならない法令に関する事項を含む。

3 施行期日

- (1) 災害時における特例規定の制定については、公布の日
- (2) 営利法人による認定講習課程の実施については、平成25年4月1日
- (3) 主任無線従事者講習における講習科目数の見直しについては、平成24年4月1日

## 無線従事者制度の概要

### 1 無線従事者

- 無線従事者とは、無線設備の操作又はその監督を行うものであって、総務大臣の免許を受けたものをいう。  
(電波法第2条第6号)
- 無線設備の操作は、無線設備の操作ができる者として総務大臣の免許を受けた者(無線従事者)以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者として選任された者(主任無線従事者)であってその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作を行ってならない。  
(電波法第39条第1項)

### 2 無線従事者の資格の種類

総合資格	総合無線通信士(第一級～第三級)
海上資格	第一級海上無線通信士
	第二級海上無線通信士
	第三級海上無線通信士(注)
	第四級海上無線通信士(注)
	海上特殊無線技士(第一級～第三級及びレーダー級)
航空資格	航空無線通信士及び航空特殊無線技士
陸上資格	陸上無線技術士(第一級及び第二級)
	陸上特殊無線技士(第一級～第三級及び国内電信級)
アマチュア資格	アマチュア無線技士(第一級～第四級)

注 今回、営利を目的とした認定講習課程の実施を可能とする資格

### 3 認定講習課程と養成課程の対象資格

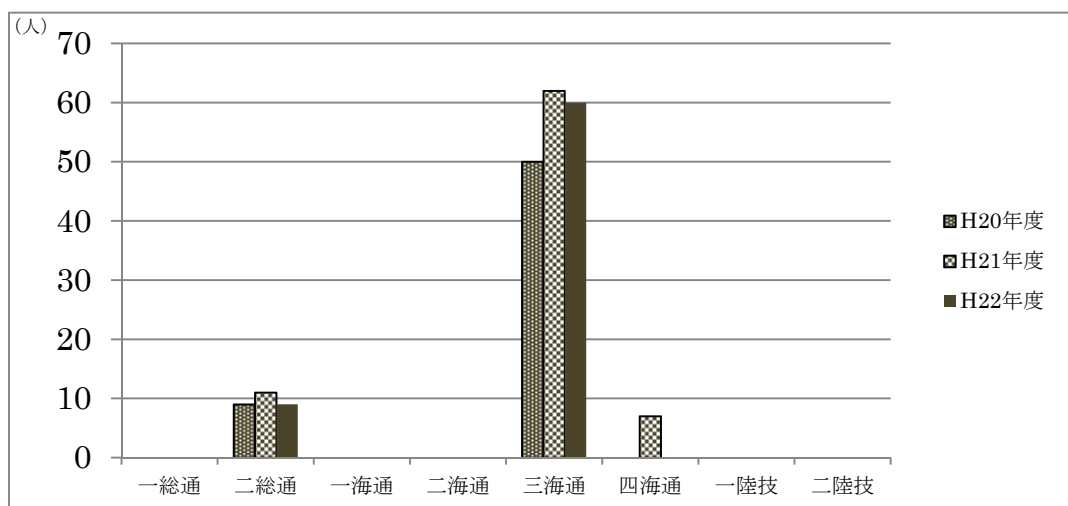
	認定講習課程	養成課程
総合資格	総合無線通信士(第一級及び第二級)	対象資格なし
海上資格	第一級海上無線通信士	対象資格なし
	第二級海上無線通信士	対象資格なし
	第三級海上無線通信士	第三級海上無線通信士
	第四級海上無線通信士	第四級海上無線通信士
	対象資格なし	海上特殊無線技士 (第一級～第三級及びレーダー級)
航空資格	対象資格なし	航空無線通信士及び航空特殊無線技士
陸上資格	陸上無線技術士 (第一級及び第二級)	陸上特殊無線技士 (第一級～第三級及び国内電信級)
アマチュア資格	対象資格なし	アマチュア無線技士 (第三級及び第四級)

## 4 無線従事者免許の取得状況（全23資格の合計）

(人)

	①国家試験	②養成課程	③認定講習	④学校認定等	合計
平成20年度	17,401	53,618	59	2,758	73,836
平成21年度	19,794	59,628	80	2,756	82,258
平成22年度	21,664	59,141	70	2,824	83,699

## 5 過去3年間の認定講習課程における資格別取得状況



(人)

	第一級 総合 無線通 信士	第二級 総合 無線通 信士	第一級 海上 無線通 信士	第二級 海上 無線通 信士	第三級 海上 無線通 信士	第四級 海上 無線通 信士	第一級 陸上 無線技 術士	第二級 陸上 無線技 術士
平成20年度	0	9	0	0	50	0	0	0
平成21年度	0	11	0	0	62	7	0	0
平成22年度	0	9	0	0	61	0	0	0

## (参考) 養成課程講習における第三級及び第四級海上無線通信士の修了者数

(人)

	第三級海上 無線通信士	第四級海上 無線通信士
平成20年度	459	27
平成21年度	385	89
平成22年度	363	31

## 6 GMDSSにおける航行区域

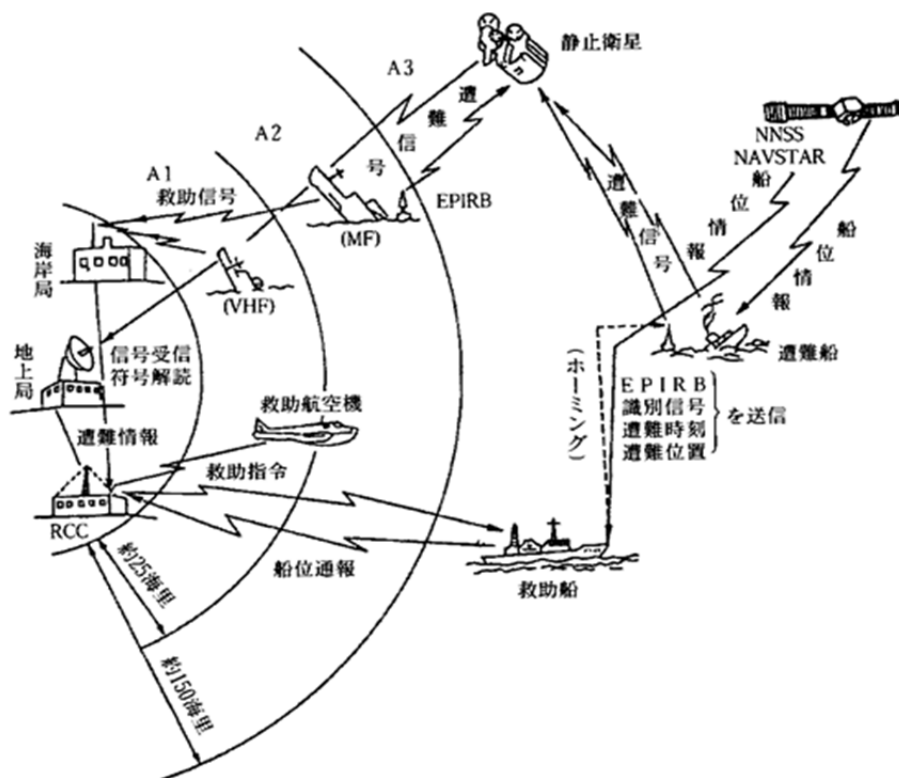
GMDSS で定められる船舶の航行区域は次の4海域に分けられており、この航行海域によって搭載要求設備が定められている。

A1 海域 (※1)	陸上にあるVHF海岸局の通信可能範囲(沿岸20~30海里(※2))(約37km~56km)
A2 海域	A1 海域を除いた中波海岸局の通信可能範囲(150海里程度(約278km))
A3 海域	A1, A2 海域を除いた静止型衛星の通信可能範囲 (概略 北緯70度から南緯70度までの間)
A4 海域	A1, A2, A3 海域以外の海域 (概略 北緯70度以上、及び南緯70度以上の極地方) (北緯70度以上: ノルウェー、ロシア、アラスカ(米国)、カナダ及びグリーンランド(デンマーク)の北部地域) (南緯70度以上: アルゼンチン最南端から沖合約1,600km)

※1 日本では、A1 海域を設定していない。

※2 1海里=1,852m

GMDSS 航行区域の概念図



### (参考) GMDSS (Global Maritime Distress and Safety System)

国際海事機関 (IMO) では、「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約」を改正して、最新の電気通信技術を利用したシステム (GMDSS) を 1992 年から段階的に導入し、1999 年 2 月 1 日から全面的に実施している。

GMDSS は、衛星通信やデジタル通信技術を利用し、大幅に機械化・自動化が取り入れられ、従来のシステムの問題点 (船舶の位置によっては陸上と通信ができない場合や船舶の大きさにより、使用する周波数が異なることから船舶相互間でも通信ができない場合など) を改善している。この国際的な遭難安全システムによって、船舶がどんな海域にあってもいつでも迅速、かつ、確実に陸上の捜索救助機関や付近を航行する船舶との間で遭難通信を行うことが可能となっている。

## 7 主任無線従事者制度の概要

- 主任無線従事者制度は、無線従事者の資格を有している人でなければ行ってはならないとされている無線設備の操作を主任無線従事者の監督の下であれば無資格者でも操作することができるようにしたものである。

ただし、モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作又は船舶局等の遭難通信、緊急通信又は安全通信に関する通信のための通信操作若しくはアマチュア無線局等には、この制度は適用されない。

- 主任無線従事者講習の目的及び受講の期間等

- ・ 目的

電波利用秩序を維持する観点から、主任無線従事者の下で無線設備の操作を行うことができる無資格者に対して、適切な指示及び監督を行う必要があるため、主任無線従事者の資質の維持向上を図ることを目的として、変化の著しい無線通信技術や法令改正の内容等について、講習を行うものである。

- ・ 受講の期間

最初の講習が選任後6か月以内、その後の講習が前回の講習の修了後3年以内とされている。

- 主任無線従事者を選任している無線局の免許人の例

- ・ 海上分野 国（気象庁）、地方自治体（港湾業務）、漁協、大学及び船舶会社
- ・ 航空分野 航空会社、空港業務会社及び新聞社 等
- ・ 陸上分野 放送事業者、電気通信事業者、地方自治体（防災・消防）、運送会社、無線設備製造会社及び公益法人 等

- 主任無線従事者講習実施状況（受講者数）

（単位：人）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	累 計
海上主任講習	1 4 7	1 3 0	1 5 4	4 3 1
航空主任講習	2 7	2 6	5 2	1 0 5
陸上主任講習	4 7 1	5 6 5	5 5 4	1, 5 9 0
合 計	6 4 6	7 2 1	7 6 0	2, 1 2 6